

「元号差し止め訴訟」に臨む私の覚悟

お粗末な法や政治に 人生を支配されたくない

昨年3月に提訴した「元号差し止め訴訟」を、

裁判所は「元号制定差し止め請求事件」と公文書に記載している。なぜだろっか!?

事件として扱うことに戸惑いを覚えてならない。三権分立は守られているのだろうか。

第4回公判が2月17日に開かれるにあたり、矢崎泰久氏に寄稿してもらった。

矢崎 泰久

2019年3月27日、山根二郎

(弁護士)、北原賢一(元・官僚)、

そして私の3人は、元号差し止め

の訴訟を東京地裁に起こした。

その主旨は「皇位の継承に伴い、

元号法に基づいて、国が政令で元

号を制定することは、基本的人権

としての憲法13条がすべての国民

に保障している人格権を侵害する

ものであるから、その差し止めを

求めて本訴を提起する」というも

の。「違憲訴訟は勝てない」という

のが、日本では常識になっている。

メディアが無関心なのは、結果が

わかっている訴訟にそっぽを向い

ている証拠でもある。

しかし、違憲訴訟が勝訴した例

は、これまでに幾つかある。ただ

し、上級審になれば、裁判官が左

遷されたり、退官を余儀なくされ

る。最高裁に上告されると、「憲法

を司法によって裁くことはなじま

ない」という木で鼻をくくったよ

うな判決が下されてしまう。

それでも私たちが違憲訴訟に踏

み切ったのは、「元号訴訟」を起こ

しても、地裁で受理されない可能

性が高かったからである。元号に

反対するという訴えは、個人が提

起しても、具体性に欠ける。

私たちが元号に疑問を持つてい

たとしても、憲法によって天皇が

「象徴」として位置づけられてお

り、後に「元号法」が成立してい

ることから、門前払いされること

は自明だった。ところが2016

年8月8日に、天

皇明仁がビデオ・

クリップによって

「生前退位」を宣

言した。これまで

天皇の崩御、つま

り死によってのみ

しか改元されるこ

とはなかったが、

変更を余儀なくさ

れたのである。

現在では、天皇

の在位期間を「御

代」とは言わない

区切られた「御代」は、昭和20年

までは厳然として存在した。

天皇が生前退位しても、元号は

変わるのか。これは新しい問題で

ある。元号とは何かという問題を、

新たに私たちに投げかけることにな

ったのである。

私たちの「元号訴訟」の発端は

そこにあった。

改元は「個の連続する時 間」を切断する

明治維新によって、日本に天皇

制国家が誕生した。そして元号が

制定された。大日本帝国憲法(明

治憲法)によって、国民は支配さ

れることになる。天皇の「御代」

を生きたという制約が課せられた

のだ。天皇は「現人神」となり、

私たちに君臨した。

現在の象徴天皇制にあつては、

明治・大正・昭和と続いた天皇制

は終わったはずである。にもかかわらず、

元号によって時代を区別

していいものか。

象徴天皇が生前退位し、即位し

た新天皇のもとで改元された。そ

の新しい元号を、私たちは共に生

きなくてはならないという理由

は、一体どこにあるのか。それは

当然の疑問であり、強制されると

すれば、基本的人権を奪われるこ

とになる。

第1回法廷は、2019年5月